

令和7年度

みささする実践交付金

【まちづくりチャレンジ事業】

【多分野連携活性化事業】

【未来づくり人材育成事業】

募 集 要 項

[募集期間]

令和7年4月14日から令和7年11月28日まで

三 朝 町

令和7年度「みささする実践交付金」募集要項

1 趣旨

地域づくりに取り組む住民、団体などが、地域の自主・自立の機運を盛り上げ、地域の活性化を促進するために行う主体的な取組を支援するため、「みささする実践交付金」の交付を希望する方を募集します。

2 事業の概要

募集する取り組みは、「まちづくりチャレンジ事業」と「多分野連携活性化事業」、「未来づくり人材育成」の3種類となっています。

補助事業区分	対象となる事業	補助率	限度額
① まちづくり チャレンジ事業	(小チャレンジ) 町民が工夫を凝らして新しく取り組む自主的な活動	4 / 5	10万円
	(大チャレンジ) 自主的な活動であり、他の模範となるような先進的な取組		50万円
② 多分野連携 活性化事業	横断的な分野、業種とのつながりのある町民が工夫を凝らして取り組む自主的な活動	2 / 3 (世代間交流、婚活事業にあっては4 / 5)	20万円
③ 未来づくり 人材育成事業	将来の三朝町を担う中高生が取り組む研修活動	4 / 5 (自発的な計画により取り組むものにあっては10 / 10)	30万円

3 事業実施主体の要件

【① まちづくりチャレンジ事業 及び ② 多分野連携活性化事業】

地域づくりに意欲がある町民、町内の集落、企業及び団体（町内に事務所を有するものに限る。）ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 地域協議会
- (2) 当該事業のため、町の他の補助金、交付金等の交付を受けている団体
- (3) 政治、選挙、宗教又は特定の思想の普及に関わる団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団

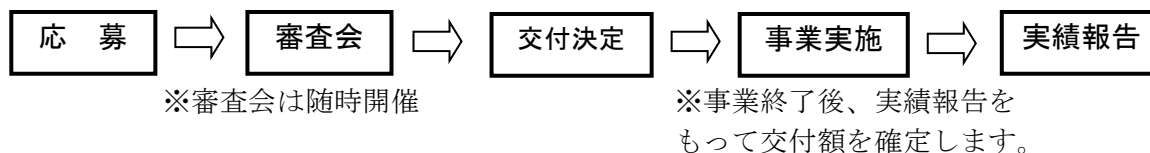
【③ 未来づくり人材育成事業】

町内に住所を有する中高生（当該事業のため、町の他の補助金、交付金等の交付を受けているものを除く。）。

4 事業の流れ

応募のあった取り組みは、審査会により審査し、交付の可否を決定します。

(1) 申請年度



(2) 次年度

長期実施に係る計画を作成していただくとともに、活動報告の機会を設けます。



注) 単年度で事業が完了するものにあたっては、この限りではありません。

注) 未来づくり人材育成事業は、次年度の長期事業計画書の提出は必要ありませんが、町民に向けて成果を報告していただく機会を設けます。

5 補助金の対象について

(1) 補助対象経費

補助事業を実施するために必要な経費とします。対象経費の例は以下のとおりです。

【① まちづくりチャレンジ事業 及び ② 多分野連携活性化事業】

項目	内容	
報 償 費	講師、アドバイザーなどの謝金	
旅 費	講師、アドバイザーなどの旅費	
需用費	消耗品費	用紙・封筒・文具類などの購入費
	燃料費	イベントなどのため仮設した会場の暖房用燃料など
	印刷製本費	参加者募集チラシなどの作成費
	光熱水費	イベントなどのため仮設した会場の電気や水道の使用料など (領収書上で区分が困難なものは対象外)
役務費	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵券代など (電話代は対象事業の経費として区分困難であり対象外)
	広告料	参加者募集の広告費
	手数料	振込手数料
	保険料	ボランティア保険料
委 託 料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した経費	
工 事 請 負 費	ソフト事業を展開するために必要な施設整備費	
備 品 購 入 費	ソフト事業を展開するために必要な備品の購入経費	
使用料及び賃借料	会場使用料、借上げ自動車代など	
原 材 料 費	単に配布や販売を行う場合は対象外	

【③ 未来づくり人材育成事業】

項目	内容
研 修 費	研修プログラム参加料など
旅 費	海外渡航費など

(2) 対象外経費

- ア 団体の運営に係る経常的な経費（電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費と区分ができない経費も含む。）
- イ 人件費
- ウ 団体構成員に対する個人給付的な経費
- エ 食糧費

(3) 留意事項

- ア 報償費については、外部の者に依頼する事業実施の労務、実技指導、その他の労務に対して支払うものとします。 ※人件費、団体構成員に対する給付は対象外
- イ 消耗品費については、事業の実施に直接必要とする消耗品を対象とします。事業実施回数や参加者数等を参考に、購入個数等の妥当性を確認します。
- ウ 印刷製本費については、作成物に「みささする実践交付金事業」等本交付金を活用していることが分かるよう、作成物に明記されたものを対象とします。
- エ 事業の一環として参加費等を徴収した場合、収入に計上し、補助対象経費から差し引くこととします。

6 申請方法

(1) 申請について

令和7年度内に実施する事業を対象に随時募集を行います。

※交付決定後、令和8年3月31日までに事業完了する必要があります。

「みささする実践交付金交付要綱」にある様式により、町へ申請してください。

【募集期間】令和7年11月28日まで

※予算の状況に応じて、募集期間終了後も申請は可能です。この場合、三朝町公式ホームページ等でお知らせします。

【応募に必要な書類】

- ・交付申請書
 - ・事業計画
 - ・収支予算書
 - ・実施事業の概要が分かる資料など
- 申請に係る様式は、三朝町公式ホームページでダウンロードできます。

(2) 選考方法

申請ごとに審査会を開き、交付の可否を決定します。

審査会は、申請者によるプレゼンテーションを行うこととし、審査会の日時・会場は申請者へ別途連絡します。(※まちづくりチャレンジ事業(小チャレンジ)は除く。)

8 お問い合わせ先

三朝町企画健康課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2

電話 0858-43-3506 FAX 0858-43-0647

Mail kikaku@town.misasa.tottori.jp

町HP <http://www.town.misasa.tottori.jp>